

2015年12月25日

受益者の皆様へ

「NN プレステージ&ラグジュアリー・ファンド」繰上償還(予定)のお知らせ

NN インベストメント・パートナーズ株式会社

拝啓、時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。平素は格別のお引き立てを賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、弊社では「NN プレステージ&ラグジュアリー・ファンド(愛称:世界のこだわり)」につきまして繰上償還を予定しておりますのでお知らせいたします。

敬具

1. 繰上償還の理由

ファンドの設定以来、弊社ではファンドの運用に鋭意努力してまいりましたが、長期間に渡り純資産残高の低迷が続いており、ファンドの受益権口数が投資信託約款に規定する繰上償還条項(第56条第1項)に定める10億口を下回る状態が続いております。今後、純資産残高の大幅な増加が見込めず、ファンドの効率的な運営および商品性の維持が懸念されることなどから、弊社といたしましては、信託契約を解約し、お預かりした運用資産をお返しが受益者様の利益に資すると判断し、繰上償還手続きを行うことを決定いたしました。

受益者の皆様には、この度の繰上償還につきまして、何卒ご理解を賜りたくお願い申し上げます。

2. 繰上償還に関するスケジュールについて

① 異議申立期間	2015年12月25日(金)から2016年1月25日(月)まで
② 繰上償還可否決定日	2016年1月26日(火)
③ 買取請求期間	2016年1月27日(水)から2016年2月16日(火)まで
④ 繰上償還予定日	2016年2月29日(月)

2015年12月25日(以下「基準日」といいます。)現在のファンドの受益者様(2015年12月22日(火)までにファンドの取得申込を完了された方をいいます。)は、異議申立期間中に弊社に対し書面により、この繰上償還に対する異議を述べることができます。

**なお、この繰上償還に異議のない場合、何らお手続きの必要はありません。**

異議申立てを行った受益者様の受益権の合計口数が基準日現在のファンドの受益権総口数の二分の一を超えない場合はファンドを繰上償還いたします。なお、異議申立てを行った受益者様の受益権の合計口数が基準日現在のファンドの受益権総口数の二分の一を超えた場合は、繰上償還を行いません。

### 3. 異議お申立ての方法について

予定しております繰上償還に対し異議のある受益者様は、以下の内容をご記入の上、郵便はがき又は封書にて2016年1月25日(月)必着にて下記宛ご郵送ください。なお、ファンドの繰上償還に対して異議を申し立てた場合、受益者様および受益者様の保有口数等を確認する必要がございます。このため、異議を申し立てた受益者様に関しては、受益者様の情報として、下記(2)の情報を、取扱販売会社とNN インベストメント・パートナーズ株式会社の繰上償還取扱部署との間で共同して利用いたします。ご了承ください。

#### (1)宛先

郵便番号 102-0094 東京都千代田区紀尾井町 4-1 ニューオータニガーデンコート 22 階 NN インベストメント・パートナーズ株式会社 マーケティング部
---

#### (2)ご記入いただく内容

①郵便番号、住所 ②氏名(記名、押印) ③電話番号(日中連絡先) ④ファンド名「NN プレステージ&ラグジュアリー・ファンド」 ⑤保有口数 ⑥取扱販売会社名、取引支店名、口座番号 ⑦繰上償還に反対する旨
---

※ファンドに関し、複数の取扱販売会社で口座をお持ちの方、同一販売会社であっても複数の支店等で口座をお持ちの方は、保有するすべての取扱販売会社名、取引支店名、口座番号をご記入ください。

※上記の記入内容に不備等がある場合には、異議の申立をお受けできなくなる場合がありますのでご注意ください。

#### 4. 異議申立てされた受益者様の買取請求手続きについて

異議申立てされた受益者様の受益権のファンドの合計口数が、基準日現在のファンドの受益権総口数の二分の一を超えず、ファンドの繰上償還が決定した場合は、異議申立てされた受益者様は、以下の手続きにより、自己の有するファンドの受益権について取扱販売会社を通じて受託銀行に対して信託財産による買取を請求することができます。(異議をお申立てられた受益者様は買取請求をしなければならないわけではございません。買取請求をされるか否かは、異議をお申立てられた受益者様の任意です。)

##### <買取請求期間>

2016年1月27日(水)から2016年2月16日(火)まで

##### <買取請求手順>

- ① NN インベストメント・パートナーズ株式会社から異議お申立ての受益者様に対し、「買取請求のご案内」を発送
  - ② 受益者様による買取請求必要書類の記入
  - ③ 取扱販売会社の取引店への買取請求必要書類のお持ち込みまたは送付、取扱販売会社から委託会社への買取請求必要書類の送付
  - ④ 委託会社において異議申立て者の本人確認の上、委託会社から受託銀行への買取請求必要書類の送付
  - ⑤ 受託銀行での買取請求必要書類の受理および当該信託財産による買取りの実行
  - ⑥ 受託銀行からご指定銀行口座への買取代金のお振込み
- ・ 上記の買取請求は、繰上償還に対し異議の申立てを行った受益者様が、旧投資信託及び投資法人に関する法律第30条の2の規定に基づいて受託銀行に対して行うものであり、取扱販売会社に対する買取請求ではありません。
  - ・ 買取りの価額は、当該変更がなければ当該受益権が有すべき公正な価額となります。本件においては、上記⑤の日の翌営業日に算出される解約価額(基準価額から0.3%の信託財産留保額を控除した価額)といたします。なお、上記のような諸般の手続きが必要となるため、買取代金のお支払いまでには、通常解約請求よりも日数を要する可能性があります。また、振込手数料は買取りを請求された受益者様のご負担となり、買取代金から差し引かせていただきます。
  - ・ 異議申立期間中、買取請求受付期間中ともに、繰上償還に異議お申立てか否かにかかわらず、取扱販売会社においては、通常通り、ご解約のお申込みを受付けいたします。ただし、上記の買取請求を行った受益権につきましては、解約のお申込みを行うことはできなくなりますのでご注意ください。

##### <繰上償還に関する問い合わせ先>

NN インベストメント・パートナーズ株式会社 マーケティング部  
電話番号:03-5210-0653(9:00~17:00 土、日、祝祭日除く)